

第63回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

- 事業報告
  - ・主要な事業内容
  - ・主要な事業所
  - ・従業員の状況
  - ・主要な借入先の状況
  - ・会計監査人の状況
  - ・業務の適正を確保するための体制に関する事項
  - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結計算書類
  - ・連結貸借対照表
  - ・連結損益計算書
  - ・連結株主資本等変動計算書
  - ・連結注記表
- 計算書類
  - ・貸借対照表
  - ・損益計算書
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・個別注記表
- 監査報告
  - ・連結計算書類に係る会計監査報告
  - ・計算書類に係る会計監査報告
  - ・監査等委員会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社 東北新社

## 東北新社グループの現況に関する事項

### (1) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

- ① 広告プロダクション… CM制作、セールスプロモーション
- ② コンテンツプロダクション… デジタルプロダクション業務、映画・番組制作、日本語版制作
- ③ メディア… CS・BSチャンネルの運営、番組販売、編成、放送関連業務の受託
- ④ プロパティ… 映像コンテンツの共同企画・製作、著作権事業、劇場配給、テレビ配給
- ⑤ その他… 映像用メディアの販売、インテリア商品の販売、酒造・酒販事業

（注）「コンテンツプロダクション」における映像学校の運営については2025年3月31日付で終了いたしております。

(2) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区赤坂四丁目8番10号

事 業 所 赤 坂：東京都港区赤坂

神宮前：東京都渋谷区神宮前

② 子 会 社

株式会社二番工房 : 東京都中央区銀座

株式会社ソーダコミュニケーションズ : 東京都港区西新橋

株式会社ENJIN : 東京都世田谷区太子堂

株式会社オムニバス・ジャパン : 東京都港区赤坂

株式会社ファミリー劇場 : 東京都港区赤坂

株式会社囲碁将棋チャンネル : 東京都千代田区五番町

株式会社東北新社メディアサービス : 東京都港区赤坂

ナショナル物産株式会社 : 東京都港区東麻布

株式会社木村酒造 : 秋田県湯沢市田町

### (3) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
広告プロダクション	589 ( 44)	13
コンテンツプロダクション	463 ( 18)	△69
メディア	67 ( 12)	△80
プロパティ	21 ( 3)	△26
その他	42 ( 21)	△1
全社 (共通)	101 ( 9)	△28
合 計	1,283 (107)	△191

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含む) でありませんが、1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 186名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を ( ) 内に外数で記載しております。
2. 従業員数の減少は、主に2024年11月8日に開示した「希望退職者募集結果及び特別損失の計上に関するお知らせ」の希望退職者募集の応募者数124名によるものであります。
3. 「メディア」の従業員数の減少は、2024年6月1日付で株式会社スター・チャンネルの全株式を譲渡したこと、2024年12月1日付で放送送出事業を会社分割により新会社に承継させ、当該新設会社の株式を譲渡したこと及び(注)2の希望退職によるものであります。
4. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
715 ( 77)	△137	39.2	12.0

- (注) 従業員数は就業人員 (出向者を除き、受入出向者を含む) でありませんが、1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 117名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を ( ) 内に外数で記載しております。

### (4) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
	百万円
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	86
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査時間や配員計画等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性、監査報酬の推移及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬の前提となる報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定する。
- ② 当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な方針、施策及び体制を決定し、推進する。
- ③ 当社は法務・コンプライアンス部を設置し、コンプライアンス委員会の方針に沿って活動を推進する。また、当社各部門並びに子会社にコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンスを最優先とした業務の遂行を推進する。
- ④ 法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として、社内及び社外（指定の法律事務所）に「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）を設置する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、取締役及び従業員に対する時宜に応じた適切な研修体制を整備する。同体制に基づき「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び従業員に対して定期的に研修を実施する。
- ⑥ 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。
- ⑦ 反社会的勢力とは関係を遮断し、要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて直ちに検索可能となる体制を構築する。

### **(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社社長に直属する部署として内部監査部を設置し、内部監査部は、子会社を含め定期的に内部監査を実施する。
- ② 内部監査部は、法令・定款違反その他の事由による損失リスクが懸念される業務執行行為が発見された場合、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに当社社長及び子会社社長に報告する。
- ③ 法務・コンプライアンス部は、内部通報があった場合には相談案件についてコンプライアンス委員会及び監査等委員会へ報告し、コンプライアンス委員会は、重要な事案について取締役会へ適宜報告する。
- ④ 取締役及び従業員は、事業リスクマネジメント規程に基づき定期的に事業リスクの見直しを行い、その解消・軽減に取り組むものとする。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、危機管理規程に基づき対応手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめる。

### **(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 重要事項の決定並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行状況の監督等を行うため、定例の取締役会を毎月1回、更に、必要に応じて臨時に開催する。また、子会社においては会社法の定めに従い取締役会を開催する。
- ② 情報の共有及び業務執行に係る重要事項の議論の場として、常勤の取締役全員で構成する会議を定期的に開催する。
- ③ 事業環境を踏まえ中期経営計画を策定する。また、当社各部門及び子会社において事業計画及び予算計画を策定し、月次での業績報告を通じて計画に対する進捗状況の検証を行う。
- ④ 社内規程として、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等を定め、取締役及び従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

### **(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制**

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から、毎月、業績及び業務上の重要事項に関する報告を受ける。また、業務が適正に実施されていることを確認するため、主要子会社から定期的に報告を受ける。

**(6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 取締役及び執行役員は、業務執行の適正性を確保するため、適切な管理・運営体制を構築する。
- ② 内部監査部は、内部監査を定期的実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告され、定期的に取り締役に報告される。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及びその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会から要請があるときには、補助すべき従業員を置くこととする。同従業員の任命、評価、異動、賃金の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。なお、同従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

**(8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 取締役及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告をする。
- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
  - (イ) 内部統制システム構築に係る部門の活動状況
  - (ロ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - (ハ) 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容(二) 「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）の運用及び相談の内容

**(9) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いを受けないことを確保するために、第三者を介さず直接監査等委員会に報告することができる体制を構築する。

**(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査の実施にあたって、監査等委員が独自の意見形成を行うために必要と認める費用は、前払費用や会計士、弁護士等の外部専門家を活用する費用を含め全額会社が負担する。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会は経理部長、法務・コンプライアンス部長及び内部監査部長並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と情報の交換を行う等、連携に努める。
- ② 取締役及び従業員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の業務執行によって会社の信用失墜を含め会社に損失を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に速やかに通報する。その損失の発生又は拡大を未然に防ぐことを目的として「監査等委員会通報制度」を設ける。
- ③ 監査等委員は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員にその説明を求めるものとする。
- ④ 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の共有を行う。

(注) 当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。なお、当社は2025年5月16日付で内部統制システムに関する基本方針を一部改訂しております。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社グループでは、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」の適宜整備を行い最新の遵守事項をグループ全体に周知しております。また、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的開催し、運用状況を確認するとともに、さらなるグループ全体の意識向上のための議論を重ねてまいりました。また、法務機能を強化するため、法務・コンプライアンス部を新設し、グループ全体を対象としたコンプライアンス研修の実施、契約書の一元管理に向けた体制整備及びコンプライアンス各担当者と連携した法令・定款及び社内規程等への遵守状況の適宜確認等を実施することでコンプライアンス体制を維持しております。

当社グループでは、「事業リスクマネジメント規程」に基づき、経理部が各連結会計年度においてセグメント毎に事業リスクの評価を実施し、リスク対応方針を決定しております。

内部監査部は、「内部監査規程」に基づき内部監査を定期的実施し、法令・定款及び社内規程等の遵守状況を当社社長、監査等委員会及び子会社社長並びに取締役会に報告しており、その結果に基づき、監査対象先に対し、改善提言及びフォローアップを実施しております。

当社グループでは、「企業倫理相談窓口運用規則」及び「監査等委員会通報制度運用規則」に基づき、内部通報制度として、社内（法務・コンプライアンス部）及び社外（指定の法律事務所）を窓口とする「企業倫理相談窓口」並びに監査等委員会を窓口とする「監査等委員会通報制度」を設置し、グループ全体に内部通報制度の運用ルールを周知するとともに、内部通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を定め、法令・定款等に違反又は違反の恐れがある行為を発見した場合の報告体制を整備しております。

当社では、経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化を目的に、社外取締役を7名体制としております。取締役会においては、月次の業務執行状況の報告を通じて社外取締役を中心に当社の経営方針、経営戦略、コーポレートガバナンス及びコンプライアンス等の議論を深めております。また、社外取締役のみを構成員とする情報交換会を定期的開催することで社外取締役間の連携を確保しております。

当社の監査等委員である取締役は取締役会その他重要会議に出席し、適宜意見を述べております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査部から監査結果等に関する説明・報告を受け、当社の業務執行等に対する監査の実効性と効率性を高めております。

当社グループは、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、グループ全体で、株主、投資家、お客様、取引先及びその他ステークホルダーの皆様に対する信頼の向上に引き続き努めてまいります。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「中期経営計画」において、「構造改革」「M&A」「株主還元」の3テーマを重点課題としており、健全な収益を継続的に生み出すことのできる事業形態に向けて、大胆な変革を行っております。その中で、株主の皆様へ安定的な利益還元を行うことを経営課題の一つと認識しており、株主還元を強化することを方針としております。この方針のもと、より早く安定的に株主還元を行っていくために、2025年3月期第1四半期末より四半期ごとの配当を実施しております。また、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当の実施を目指しており、今般、業績動向や財政状態、キャッシュ・フローの状況を総合的に勘案し、2025年3月期の期末配当金につきましては、1株当たり7円19銭とさせていただきます。

これにより、当連結会計年度においては、第1四半期の配当は1株につき19円（分割調整後6円33銭）、第2四半期の配当は1株につき6円67銭、第3四半期の配当は1株につき6円33銭、期末配当は1株につき7円19銭をそれぞれお支払いし、この結果、当連結会計年度の配当性向は42.8%となりました。

- (注) 1. 当社は、2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年7月1日を効力発生日とする株式分割に伴う定款の変更が行われ、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
2. 当連結会計年度第1四半期の1株当たりの配当金につきましては、基準日は2024年6月30日であり、株式分割前の株式数が対象となっております。
3. 当連結会計年度における合計の1株当たりの配当金につきましては、株式分割の実施により単純計算ができないため表示しておりません。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>78,986</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,484</b>
現金及び預金	62,611	買掛金	8,140
受取手形、売掛金及び契約資産	10,344	リース債務	182
有価証券	11	未払法人税等	2,891
映像使用権	1,474	賞与引当金	891
仕掛品	2,760	その他	3,378
その他の棚卸資産	279	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,205</b>
その他	1,535	リース債務	255
貸倒引当金	△29	繰延税金負債	1,240
<b>固 定 資 産</b>	<b>24,471</b>	役員退職慰労引当金	331
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>11,190</b>	退職給付に係る負債	291
建物及び構築物	3,079	その他	86
機械装置及び運搬具	195	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,689</b>
土地	7,423	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	96	<b>株 主 資 本</b>	<b>80,075</b>
その他	394	資本金	2,487
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,021</b>	資本剰余金	4,523
のれん	1,140	利益剰余金	73,886
顧客関連資産	707	自己株式	△821
その他	173	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,791</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,259</b>	その他有価証券評価差額金	2,171
投資有価証券	8,854	為替換算調整勘定	1,968
繰延税金資産	230	退職給付に係る調整累計額	651
退職給付に係る資産	45	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>901</b>
その他	2,269	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>85,768</b>
貸倒引当金	△141	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>103,457</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>103,457</b>		

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上		45,686
売上		33,218
販売費及び営業		12,467
営業		9,785
営業		2,682
受取	180	
受取	158	
受取	9	
受取	66	
受取	17	
受取	112	
受取	453	
受取	53	1,052
営業		
支取	8	
支取	127	
支取	234	
支取	11	
支取	9	390
特別		3,344
特別	8,271	
特別	3,162	
特別	4,141	15,574
減損	324	
減損	2,051	
減損	1	
減損	10	
減損	1,375	
減損	2,539	
減損	125	6,429
税金		12,489
法人税	3,387	
法人税	654	4,042
当期		8,447
非支配株主に帰属する当期純利益		84
親会社株主に帰属する当期純利益		8,363

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,487	3,588	71,637	△1,728	75,984
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,114		△6,114
親会社株主に帰属する当期純利益			8,363		8,363
自己株式の処分		935		906	1,842
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	935	2,249	906	4,091
当 期 末 残 高	2,487	4,523	73,886	△821	80,075

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,705	1,598	284	5,588	847	82,419
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△6,114
親会社株主に帰属する当期純利益						8,363
自己株式の処分						1,842
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,534	370	367	△797	54	△742
当 期 変 動 額 合 計	△1,534	370	367	△797	54	3,348
当 期 末 残 高	2,171	1,968	651	4,791	901	85,768

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

15社

株式会社二番工房  
株式会社ソーダコミュニケーションズ  
株式会社ENJIN  
株式会社ダブル・ティー・エフ・シー  
株式会社オムニバス・ジャパン  
株式会社オフィスPAC  
株式会社ファミリー劇場  
株式会社囲碁将棋チャンネル  
株式会社東北新社メディアサービス  
ナショナル物産株式会社  
株式会社木村酒造  
COSUCO INC.  
8981 INC.  
SHIMA CORP.  
ENTERTAINMENT ALIA, INC.  
前連結会計年度において非連結子会社でありました  
ENTERTAINMENT ALIA, INC.は、重要性が増したことにより当  
連結会計年度より連結の範囲に含めております。  
前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社スタ  
ー・チャンネルは、全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外  
しております。  
なお、SHIMA CORP.は2025年3月末で清算しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 7社 モバーシャル株式会社  
株式会社博報堂キャビン  
株式会社デジタルエッグ  
株式会社STUN  
株式会社スーパーネットワーク  
エーアンドイーネットワークスジャパン合同会社  
株式会社釣りビジョン  
前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありました Raine Venture TM Co-Invest 2 LLCは、全出資持分を譲渡したため、持分法適用の関連会社から除外しております。
- (2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類又は連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、COSUCO INC.、8981 INC.及びSHIMA CORP.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及び……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づき、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② デリバティブ……………時価法

#### ③ 棚卸資産

(イ) 映像使用权、製品及び仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 商品……………当社の商品については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

連結子会社の商品については主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ハ) 原材料……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(二) 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 6～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を基礎に当連結会計年度に属する賞与計算対象期間が負担する金額を算出して計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金……………国内連結子会社４社は、役員退職慰労金の将来の支出に備えるため、所定の規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、当社は2024年5月17日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、役員退職慰労金制度廃止日時点の取締役及び監査等委員である取締役に対し、打ち切り支給する旨ご承認いただいております、その支給見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異の会計処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ④ その他の退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社３社は、執行役員の退任時の退職一時金支出に備えるため、所定の規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 広告プロダクション

広告プロダクションは、主にCM制作及びセールスプロモーション等を行っております。制作したTV CM等を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。

- ② コンテンツプロダクション

コンテンツプロダクションは、主にデジタルプロダクション業務（TV CMやTV番組の編集業務、CG・VFX作品の制作等）、映画・番組制作、日本語版制作（音響字幕制作）等を行っております。これらの制作物を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。

- ③ メディア

メディアは、主にCS・BSチャンネルの運営及びCS・BSチャンネルの運営会社へ番組販売、編成、放送関連受託業務の役務提供を行っております。CS・BSチャンネルの運営では、加入者に対する

番組放送等のサービス提供に応じて収益を認識しております。C S ・ B S チャンネルの運営会社への番組販売、編成、放送関連受託業務では、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

④ プロパティ

プロパティは、主に映像コンテンツを利用したライセンス（共同企画・製作、著作権事業、劇場配給）及びテレビ配給を行っております。ライセンス及びテレビ配給では、共同製作又は国内外の権利元から取得した映像コンテンツ等をライセンス供与しております。ライセンス供与は主として使用権に該当し、顧客に対して映像コンテンツの使用を許諾する時点で収益を認識しております。

なお、映像使用権の販売等、在庫リスクを負っていない一部の取引については、当社グループが代理人に該当すると判断し、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ その他

その他は、主に映像用メディアの販売、インテリア商品の販売及び酒造・酒販事業を行っており、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価を履行義務の充足時点から支払を受けるまでの期間は概ね2か月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理したものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社の事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
  - (イ) ヘッジ手段……………為替予約
  - (ロ) ヘッジ対象……………外貨建営業債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを対象債務の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年の均等償却を行っております。

(9) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が買付けた映像コンテンツ（映像使用权）のうち、フラット契約のものは第1回目の売上計上時（使用許諾開始日）に100%償却し原価計上しております。その後、2回目以降の販売がなされた場合、原価が計上されないため、売上高がそのまま粗利益となります。

また、MG（Minimum Guarantee）契約の場合には、売上高累計額がMGによる最低保証金額に到達するまでは原価＝売上高、即ち、粗利益零で原価計上し、売上高累計額がMG／（1－手数料率）に達した後は、売上高に対応する追加原価を計上しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く）の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	うちデジタル プロダクション部門
有形固定資産及び無形固定資産 （のれん及び顧客関連資産を除く）	11,363	－
減損損失	324	119

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、事業用資産について管理会計上の事業区分を資産グループの単位としております。

当社グループのデジタルプロダクション部門に属する株式会社オムニバス・ジャパンでは、TVCM及びTV番組の編集並びにCG・VFX作品の制作等の事業を行っております。

近年、TV番組制作費及びポストプロダクション費用の縮小が続いており、バラエティ番組を中心としたTV番組の編集事業の収益は減少傾向にあります。このような状況を鑑み、当該事業の業績について早期改善は困難であると判断し、新橋及び渋谷の拠点からの撤退と共に当該事業の撤退を実施することといたしました。また、TVCMの編集及びCG・VFX作品の制作等の事業に係る資産グループにおいても、営業損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候を識別しました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、両資産グループとも割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、「連結損益計算書に関する注記」に記載のとおり、回収可能価額を零と見積り、減損損失を計上しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定は、以下の仮定のもと見積もったものであります。

- ・将来キャッシュ・フローの見積りに際し、取締役会等の承認を得た事業計画を基礎として、将来の不確実性を考慮している。また、事業計画が策定されていない期間は、事業計画の最終年度のキャッシュ・フローが継続するものと仮定している。
- ・事業計画では、現在のコンテンツ需要の高まりから、CG・VFX関連を中心とした受注計画と、固定費の見直しや拠点の縮小等によるコスト削減策を策定し、利益率の改善を図ることを仮定している。ただし、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、当期の計画達成状況等を踏まえ、受注計画に一定の不確実性を考慮したうえで、回収可能性がないと判断している。
- ・将来キャッシュ・フローの見積期間は、主要な資産における経済的残存耐用年数の10年間としている。

2. のれん及び顧客関連資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額
のれん	1,140
顧客関連資産	707

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、買収時の超過収益力を対象会社ののれん、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値を顧客関連資産として認識しており、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

のれん及び顧客関連資産は株式会社ENJINに係るものであり、子会社化にあたっては、同社の取締役会等により承認を受けた事業計画を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローに基づき企業価値を算出し、株式の取得価額を決定しております。のれんの金額は、顧客関連資産を含む識別可能な資産及び負債に取得価額を配分した残額を計上しております。

当該子会社の超過収益力として認識されたのれん及び顧客関連資産は、経営環境等の外部要因、その他当社が有している情報等を勘案して総合的に検討した結果、事業計画は達成可能であり、超過収益力等を含む実質価額は著しく低下していないため、減損損失を認識しておりません。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローは、以下の仮定のもと見積もったものであります。

- ・買収時から経営環境等に著しい変化は発生しておらず、企業価値評価の算定基礎となった事業計画等は達成可能であると仮定している。
- ・顧客関連資産の算定基礎となる、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、過去実績に基づき算定した顧客減少率である。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金） 20百万円

上記現金及び預金（定期預金）については、買掛金33百万円の担保として質権設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,295百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 固定資産売却益

主に、当社グループが保有していた不動産の売却によるものであります。

### 2. 投資有価証券売却益

政策保有株式を売却したことによるものであります。

### 3. 関係会社株式売却益

当社の連結子会社でありました株式会社スター・チャンネルの全株式を譲渡したことによるものであります。

### 4. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	事業・用途	種 類
東京都世田谷区	株式会社東北新社 等々力放送センター 放送設備等	機械装置及び運搬具等
東京都港区	株式会社オムニバス・ジャパン 編集用設備等	建物及び構築物等、 リース資産

当社グループは原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を、賃貸用資産及び遊休資産については各不動産等を、それぞれグルーピングの単位としております。

等々力放送センターの放送設備等は、売却する方針を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（205百万円）として特別損失に計上しております。主な内訳は、機械装置及び運搬具161百万円等であります。

株式会社オムニバス・ジャパンの編集用設備等は、収益性の低下等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額を零と見積もり、減損損失（119百万円）として特別損失に計上しております。主な内訳は、建物及び構築物53百万円、リース資産35百万円等であります。

5. 投資有価証券売却損

当社の米国子会社であるShima Corporationが出資しているLP及びLLCの出資持分を譲渡したことによるものであります。

6. 事業撤退損

当社の連結子会社である株式会社オムニバス・ジャパンによる一部事業撤退に伴う損失であります。主な内訳は、希望退職費用1,081百万円、拠点退去費用238百万円等であります。

7. 特別退職金

構造改革の一環として実施した希望退職者募集及び等々力放送センターの売却に伴い転籍した従業員に対する特別加算金等であります。

8. 公開買付提案対応費用

3D Investment Partners Pte. Ltd. からの公開買付提案に伴うアドバイザー費用等であります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式

140,206,002株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,505	78.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	854	19.00	2024年6月30日	2024年9月24日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	900	6.67	2024年9月30日	2024年12月16日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	854	6.33	2024年12月31日	2025年3月17日

(注) 2024年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。基準日が2024年6月30日以前の「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月16日 取締役会	普通株式	989	利益剰余金	7.19	2025年3月31日	2025年6月12日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいては、資金運用は、安全性を重視し市場リスクが低い短期の預金等に限定しております。また、資金調達は、銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債務の為替変動リスクをヘッジするために利用し、投機目的の取引は行わない方針としております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場リスク、発行体の信用リスク等に晒されております。これらのリスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、取引先企業との取引関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、その一部に外貨建てのものがありますが、原則として、先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

買掛金は、流動性リスク等に晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクのヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、一般に、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクについては、上記の限定的な目的のみデリバティブ取引を利用しているため、過大なリスクを負担することはないと認識しております。また、信用リスクについては、信用度の高い大手銀行のみを取引相手としているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

なお、デリバティブ取引については、為替リスク管理方針の決定に基づき社内権限規程に則って執行し、取引の実行及び管理は経理部が行い、取引結果を担当取締役へ報告しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券 (*2)			
その他有価証券	4,819	4,819	－
資産計	4,819	4,819	－
買掛金	8,140	8,132	△7
負債計	8,140	8,132	△7
デリバティブ取引	－	－	－

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「有価証券」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	478
関連会社株式	3,556

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,819	—	—	4,819
資産計	4,819	—	—	4,819

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買掛金	—	8,132	—	8,132
負債計	—	8,132	—	8,132

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### 買掛金

買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額
広告プロダクション	
CM制作	22,309
プロモーション	7,344
調整額	△991
小 計	28,663
コンテンツプロダクション	
デジタルプロダクション	3,568
映画・番組制作	2,169
音響字幕制作	4,373
その他	158
調整額	△2,026
小 計	8,243
メディア	
チャンネル	4,480
業務受託及び番組販売	1,881
調整額	△1,051
小 計	5,310
プロパティ	
ライツ	995
テレビ配給	755
調整額	△329
小 計	1,421
その他	
その他	2,241
調整額	△193
小 計	2,048
売上高合計	45,686

(注) 1. 各報告セグメントの調整額は、セグメント内及びセグメント間の取引消去等を集計したものであります。

2. その他の「その他」には、顧客との契約から生じた収益以外の収益（賃貸事業における収益）224百万円を含んでおります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,623
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,126
契約資産（期首残高）	81
契約資産（期末残高）	217
契約負債（期首残高）	458
契約負債（期末残高）	600
契約負債（期首残高）のうち当期収益を認識した金額	405

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 企業結合等に関する注記

### 子会社株式の譲渡

当社は2024年6月1日付で、当社の連結子会社である株式会社スター・チャンネルの全株式を株式会社ジャパネットブロードキャスティングに譲渡いたしました。

#### 1. 子会社株式の譲渡

##### (1) 株式譲渡の概要

###### ① 株式譲渡の相手先の名称

株式会社ジャパネットブロードキャスティング

###### ② 株式譲渡した子会社の名称及び事業内容

子会社の名称 株式会社スター・チャンネル

事業の内容 映画専門チャンネル「スターチャンネル」のBSデジタル放送及びケーブルテレビ局、ホテル・旅館、共同受信施設等への番組供給・送信事業

###### ③ 株式譲渡を行った主な理由

株式会社スター・チャンネルは、1986年に日本初の映画専門有料チャンネルとして事業を開始し、現在に至るまでBS放送サービスである「スターチャンネル」及び動画配信サービス「スターチャンネルEX」を運営し（以下、総称してスターチャンネルといたします。）、ハリウッドの大作や世界中から厳選・濃縮した良質な映画・ドラマを放映、配信し、すべての映画・ドラマファンにご満足いただけるサービスに努めてまいりました。

一方、当社グループが中期経営計画再構築するポートフォリオにおけるメディア事業は、その事業規模の適正化を推進することで全社収益力の改善に寄与することを目指しております。

このような状況の中、多様化されたメディアを通じて情報発信するジャパネットグループにスターチャンネルを譲渡することにより、本事業の持続的な成長を実現させることが可能であること、及び当社においても選択と集中を推し進めることで株主価値の最大化につながるものと判断し、本取引を実施することといたしました。

###### ④ 株式譲渡日

2024年6月1日

###### ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

## (2) 実施した会計処理の概要

### ① 譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 4,141百万円

### ② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 1,784百万円

固定資産 103

---

資産合計 1,888

流動負債 3,402

固定負債 124

---

負債合計 3,527

### ③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

## (3) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益の概算額

売上高 697百万円

営業利益 31

## 会社分割及び子会社株式の譲渡

当社は2024年12月1日付で、吸収分割により、当社の放送送出事業を、当社が新たに設立した100%子会社である株式会社シン・プラットフォーム（以下「シン・プラットフォーム」という。）に承継させたいえで、シン・プラットフォームの全株式を、株式会社プラットフォームに譲渡いたしました。

## 1. 共通支配下の取引等

### (1) 取引の概要

#### ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の放送送出事業

事業の内容 放送・配信の送信業務及び放送・配信用その他メディア用番組の編集等の関連業務の提供

#### ② 会社分割日

2024年12月1日

#### ③ 会社分割の法的形式

当社を分割会社、シン・プラットフォームを承継会社とする吸収分割

#### ④ 分割後企業の名称

株式会社シン・プラットフォーム

#### ⑤ その他取引の概要に関する事項

本会社分割は株式譲渡を目的として実施したものであります。

## (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 2. 子会社株式の譲渡

### (1) 株式譲渡の概要

#### ① 株式譲渡の相手先の名称

株式会社プラットフォーム

#### ② 株式譲渡した子会社の名称及び事業内容

子会社の名称 株式会社シン・プラットフォーム

事業の内容 放送・配信の送信業務及び放送・配信用その他メディア用番組の編集等の関連業務の提供

#### ③ 株式譲渡を行った主な理由

当社グループは、2024年2月9日及び5月17日に開示いたしました中期経営計画のとおり、構造改革による既存事業の再構築を重要課題として認識しており、事業の環境に合わせた組織・人員の再編成や人事・評価制度の見直しなどに取り組んでおります。

現状の衛星放送業界におきましては、配信事業の拡大等による競争の激化により有料加入者数の減少が続いており、当社グループのチャンネル事業におきましても、この事業環境の急激な変化に対応した事業運営への転換が急務となっております。今般、当社の等々力放送センターの放送送出事業を、シン・プラットフォームに移管した上で、映像メディア事業に特化したアウトソーシング先として放送・配信の運用事業を展開している株式会社プラットフォームに対し本株式譲渡を行うことで、放送・配信事業のより広範囲にわたる効率的な運用を可能にし、また当社においてチャンネル事業の事業規模の適正化が株主価値の最大化に繋がるものと判断し、本取引を実施いたしました。

#### ④ 株式譲渡日

2024年12月1日

#### ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 譲渡損益の金額

関係会社株式売却損 3百万円

② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 0百万円

固定資産 79

資産合計 79

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

(3) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益の概算額

売上高 584百万円

経常利益 263

※内部取引を含んだ売上高は881百万円です。

**1 株当たり情報に関する注記**

1. 1株当たり純資産額

616円52銭

2. 1株当たり当期純利益

61円96銭

(注) 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>66,518</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,048</b>
現金及び預金	54,508	買掛金	6,284
受取手形	3	未払金	523
売掛金	7,124	未払費用	169
契約資産	217	契約負債	405
映像使用権	1,477	リース債務	38
商 品	83	賞与引当金	626
原材料及び貯蔵品	10	未払法人税等	2,728
仕掛品	2,133	その他	272
その他	986	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,122</b>
貸倒引当金	△26	退職給付引当金	716
<b>固 定 資 産</b>	<b>23,264</b>	役員退職慰労引当金	261
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,979</b>	リース債務	30
建築物	2,396	長期預り保証金	503
構築物	9	繰延税金負債	595
機械及び装置	164	その他	13
車両運搬具	4	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,170</b>
工具、器具及び備品	345	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	6,996	<b>株 主 資 本</b>	<b>74,472</b>
リース資産	62	資 本 金	2,487
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>156</b>	資 本 剰 余 金	4,668
ソフトウェア	154	資 本 準 備 金	3,732
その他	2	その他資本剰余金	935
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,127</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>68,138</b>
投資有価証券	5,150	利 益 準 備 金	25
関係会社株式	6,612	その他利益剰余金	68,112
関係会社長期貸付金	479	固定資産圧縮積立金	2,108
その他	1,373	別途積立金	34,033
貸倒引当金	△488	繰越利益剰余金	31,970
<b>資 産 合 計</b>	<b>89,782</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△821</b>
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>2,140</b>
		その他有価証券評価差額金	2,140
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>76,612</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>89,782</b>

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,658
売上原価	21,385
販売費及び一般管理費	7,272
営業利益	6,427
営業外収益	845
受取利息	47
受取配当金	8,066
受取資産賃料	803
受取営業指の導料	471
受取その他	166
営業外費用	9,555
支払利息	0
支払資産賃料	198
支払手数料	11
支払その他	7
特別利益	219
特別利益	10,182
固定資産売却益	7,403
投資有価証券売却益	3,162
特別損失	2,502
減損損失	208
投資有価証券売却損失	1
特別損失	3
退職金	2,118
公開買付け提案対応費用	125
特別損失	677
税引前当期純利益	3,135
法人税、住民税及び事業税	2,887
法人税等調整額	813
当期純利益	3,700
	16,414

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金		繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	2,487	3,732	－	25	2,159	34,033	21,620	△1,728	62,330
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△6,114		△6,114
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△50		50		－
当 期 純 利 益							16,414		16,414
自 己 株 式 の 処 分			935					906	1,842
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	935	－	△50	－	10,350	906	12,142
当 期 末 残 高	2,487	3,732	935	25	2,108	34,033	31,970	△821	74,472

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,673	3,673	66,003
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△6,114
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			－
当 期 純 利 益			16,414
自 己 株 式 の 処 分			1,842
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,532	△1,532	△1,532
当 期 変 動 額 合 計	△1,532	△1,532	10,609
当 期 末 残 高	2,140	2,140	76,612

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ……………時価法

##### (3) 棚卸資産

① 映像使用权及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 商品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 原材料……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 6～8年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を基礎に当事業年度に属する賞与計算対象期間が負担する金額を算出して計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。  
また、執行役員の退任時の退職一時金支出に備えるため、当社所定の規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………当社は2024年5月17日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、役員退職慰労金制度廃止日時点の取締役及び監査等委員である取締役に対し、打ち切り支給する旨ご承認いただいております。その支給見込額を計上しております。

### 4. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 広告プロダクション  
広告プロダクションは、主にCM制作及びセールスプロモーション等を行っております。制作したTVC M等を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。
- ② コンテンツプロダクション  
コンテンツプロダクションは、主に映画・番組制作、日本語版制作（音響字幕制作）等を行っております。これらの制作物を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で収益を認識しております。
- ③ メディア  
メディアは、主にCS・BSチャンネルの運営会社へ番組販売、編成、放送関連受託業務の役務提供を行

っており、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

④ プロパティ

プロパティは、主に映像コンテンツを利用したライセンス（共同企画・製作、著作権事業、劇場配給）及びテレビ配給を行っております。ライセンス及びテレビ配給では、共同製作又は国内外の権利元から取得した映像コンテンツ等をライセンス供与しております。ライセンス供与は主として著作権に該当し、顧客に対して映像コンテンツの使用を許諾する時点で収益を認識しております。

なお、映像使用権の販売等、在庫リスクを負っていない一部の取引については、当社が代理人に該当すると判断し、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、約束された対価を履行義務の充足時点から支払を受けるまでの期間は概ね2か月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、振当処理したものを除き、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ① ヘッジ手段……………為替予約
  - ② ヘッジ対象……………外貨建営業債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを対象債務の範囲内でヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、高い有効性があるとみなされるため、検証を省略しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が買付けた映像コンテンツ（映像使用权）のうち、フラット契約のものは第1回目の売上計上時（使用許諾開始日）に100%償却し原価計上しております。その後、2回目以降の販売がなされた場合、原価が計上されないため、売上高がそのまま粗利益となります。

また、MG（Minimum Guarantee）契約の場合には、売上高累計額がMGによる最低保証金額に到達するまでは原価＝売上高、即ち、粗利益零で原価計上し、売上高累計額が $MG / (1 - \text{手数料率})$ に達した後は、売上高に対応する追加原価を計上しております。

## 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「貸倒引当金戻入額」（当事業年度は、18百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社株式の減損

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	計算書類計上額
関係会社株式（株式会社ENJIN分）	2,585

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (1) 金額の算出方法

当社は、関係会社株式について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態等を勘案し評価を行っております。関係会社の業績が著しく悪化し、将来にわたって事業が計画どおりに展開しないと判断された場合は、関係会社株式の貸借対照表価額と実質価額の差を評価損として計上しております。

当該関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しており、貸借対照表価額と実質価額を比較した結果、実質価額が貸借対照表価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

##### (2) 金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力の見積りにおいては、対象会社の将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画における重要な仮定の内容については、「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. のれん及び顧客関連資産の減損（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ② 金額の算出に用いた主要な仮定」に記載のとおりであります。

##### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど超過収益力等を含む実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度において評価損を計上する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金） 20百万円

上記現金及び預金（定期預金）については、買掛金33百万円の担保として質権設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,214百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 437百万円

短期金銭債務 309百万円

長期金銭債務 471百万円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 固定資産売却益

主に、当社が保有していた不動産の売却によるものであります。

### 2. 投資有価証券売却益

政策保有株式を売却したことによるものであります。

### 3. 関係会社株式売却益

主に、当社の連結子会社でありました株式会社スター・チャンネルの全株式を譲渡したことによるものであります。

### 4. 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	事業・用途	種 類
東京都世田谷区	株式会社東北新社 等々力放送センター 放送設備等	機械装置及び運搬具等

当社は原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を、賃貸用資産及び遊休資産については各不動産等を、それぞれグルーピングの単位としております。

等々力放送センターの放送設備等は、売却する方針を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（208百万円）として特別損失に計上しております。主な内訳は、機械装置及び運搬具162百万円等であります。

5. 特別退職金

構造改革の一環として実施した希望退職者募集及び等々力放送センターの売却に伴い転籍した従業員に対する特別加算金等であります。

6. 公開買付提案対応費用

3D Investment Partners Pte. Ltd. からの公開買付提案に伴うアドバイザー費用等であります。

7. 関係会社債権放棄損

「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」に伴う当社の連結子会社に対する債権放棄によるものであります。

8. 関係会社との取引高

営業取引

売上高	2,028百万円
仕入高	1,430百万円
販売費及び一般管理費	320百万円
営業取引以外の取引（収益分）	8,876百万円
営業取引以外の取引（費用分）	0百万円

**株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,551,963株
------	------------

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰 延 税 金 資 産	
映 像 使 用 権 償 却	326
賞 与 引 当 金	191
関 係 会 社 株 式 評 価 損	139
貸 倒 引 当 金	161
未 払 事 業 税	132
減 損 損 失	13
退 職 給 付 引 当 金	225
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	82
そ の 他	432
繰 延 税 金 資 産 小 計	1,706
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△354
繰 延 税 金 資 産 合 計	1,352
繰 延 税 金 負 債	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	△969
その他有価証券評価差額金	△977
そ の 他	△1
繰 延 税 金 負 債 合 計	△1,948
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	△595

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調 整)	
留保金課税	0.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△11.6
賃上げ促進税制による税額控除	△0.3
評価性引当額の増減	△2.2
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は39百万円増加し、法人税等調整額が11百万円増加し、その他有価証券評価差額金が27百万円減少しております。

### 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 556円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 121円60銭 |

(注) 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社東北新社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北新社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北新社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社東北新社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北新社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社東北新社 監査等委員会  
常勤監査等委員 箕輪俊之 ㊟  
監査等委員 小野直路 ㊟  
監査等委員 長坂武見 ㊟

(注) 監査等委員 小野直路及び長坂武見は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上